

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	美祢市

美祢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

美祢市 建設農林部 農林課 有害鳥獣対策室
〒759-2292

山口県美祢市大嶺町東分 326 番地 1

電 話 番 号 : 0837-52-1115

ファックス番号 : 0837-52-0387

メー ル ア ド レ ス : nourin@city.mine.lg.jp



1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、テン、カラス、スズメ、ドバト
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	山口県美祢市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (被害量)	被害金額
イノシシ	水稻	5.13ha	6,611 千円
	果樹、筍	1.57ha	888 千円
サ ル	水稻、麦類、果樹、野菜	4.24ha	2,370 千円
	生しいたけ	87kg	96 千円
シ カ	水稻、麦類、豆類、果樹	5.48ha	3,622 千円
	造林木	5.10ha	9,311 千円
タヌキ	水稻、麦類、豆類、果樹、野菜	0.49ha	216 千円
ノウサギ	造林木等	0.00ha	0 千円
アライグマ	野菜、果樹	0.25ha	1,150 千円
ヌートリア	水稻、麦類、野菜	0.61ha	573 千円
ハクビシン	野菜、果樹等	0.00ha	0 千円
アナグマ	野菜、果樹等	0.00ha	0 千円
テ ン	野菜、果樹等	0.00ha	0 千円
カ ラ ス	野菜、果樹	0.06ha	392 千円
スズメ	水稻、麦類	0.13ha	58 千円
ドバト	大豆、麦等	0.00ha	0 千円
合 計		23.06ha 87 kg	25,287 千円

(2) 被害の傾向

イノシシ	市内全域に生息しており、冬～春期は林産物、春～秋期は農産物、通年では農地の掘り起こしの被害が発生している。特に、水稻被害は深刻なものとなっている。また、市西部では栗の被害が多く発生している。近年は、豚熱の発生に伴い、個体数は減少していると推察されるが、被害は依然として多く発生している。
サル	放任果樹及び耕作放棄地の増加により、市内全域に生息地が拡大しており、通年で野菜及び果樹を中心に被害が発生している。また、春には、市北部及び東部で麦の被害も発生している。過去には、はなれザルによる人身被害も発生しており、生活環境への被害が懸念される。
シカ	市内全域に生息しており、特に、市北部及び西部の個体数は多く、造林木の被害は深刻なものとなっている。また、被害品目は増加傾向にあり、夜間には道路等での接触事故も多数発生しており、被害地域が拡大している。
タヌキ	市内全域に生息しており、個体数は増加傾向にある。多様な作物に被害が発生しており、家庭菜園への被害及び屋根裏に棲みつく生活環境被害も発生しており、今後の被害の拡大が懸念される。また、判別が難しいため、アナグマやテンの被害は、他の小動物の被害に含まれていると考えられる。
アライグマ	
アナグマ	
テン	
ノウサギ	市内全域に生息しており、造林木を中心に被害が発生していると推察されるが、軽微なためか被害報告はない。
ヌートリア	市内全域で目撃情報があり、主にため池や河川付近に生息が確認されている。水稻の苗及び野菜への被害が発生している。繁殖力が高く、個体数は増加傾向にあるため、被害の拡大が懸念される。
ハクビシン	市内全域で目撃情報があるものの、アナグマとの錯誤情報も多いため、生息している個体数は不明である。現状、被害報告はないものの、野菜や果樹等への被害発生が懸念される。
カラス	市内全域に生息しており、通年で野菜、果樹を中心に被害が発生している。特に、夏～秋期は被害が多くなっている。
スズメ	市内全域に生息しており、水稻及び麦に被害が発生している。今後の被害の拡大が懸念される。
ドバト	市内全域に生息しており、麦、大豆を中心に被害が発生していると推察されるが、軽微なためか被害報告はない。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和5年度)	目標値		
			(令和7年度)	(令和8年度)	(令和9年度)
イノシシ	面積	6.70ha	6.37ha	6.20ha	6.03ha
	金額	7,499 千円	7,120 千円	6,940 千円	6,749 千円
サル	面積	4.24ha	4.03ha	3.92ha	3.81ha
	金額	2,466 千円	2,340 千円	2,280 千円	2,219 千円
シカ	面積	10.58ha	10.05ha	9.79ha	9.52ha
	金額	12,933 千円	12,290 千円	11,960 千円	11,639 千円
タヌキ	面積	0.49ha	0.47ha	0.45ha	0.44ha
	金額	216 千円	205 千円	200 千円	194 千円
ノウサギ	面積	0.00ha	—	—	—
	金額	0 千円	—	—	—
アライグマ	面積	0.25ha	0.24ha	0.23ha	0.22ha
	金額	1,150 千円	1,090 千円	1,060 千円	1,035 千円
ヌートリア	面積	0.61ha	0.58ha	0.56ha	0.54ha
	金額	573 千円	544 千円	530 千円	515 千円
ハクビシン	面積	0.00ha	—	—	—
	金額	0 千円	—	—	—
アナグマ	面積	0.00ha	—	—	—
	金額	0 千円	—	—	—
テン	面積	0.00ha	—	—	—
	金額	0 千円	—	—	—
カラス	面積	0.06ha	0.06ha	0.05ha	0.05ha
	金額	392 千円	372 千円	362 千円	352 千円
スズメ	面積	0.13ha	0.12ha	0.12ha	0.11ha
	金額	58 千円	55 千円	54 千円	52 千円
ドバト	面積	0.00ha	—	—	—
	金額	0 千円	—	—	—
合 計	面積	23.06ha	21.92ha	21.32ha	20.72ha
	金額	25,287 千円	24,016 千円	23,386 千円	22,755 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた 被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会と連携し、年間を通しての捕獲体制を整備 ・ 旧市町単位で有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲を実施 ・ 狩猟登録者に対する狩猟免許取得費用等の補助 ・ 捕獲奨励金の支給 ・ 捕獲機材（ＩＣＴ機器等含む）の導入及び補助 ・ 小動物用の小型捕獲機材の貸し出し	・ 高齢化により有害鳥獣捕獲隊員が減少しており、銃所持者も減少している。 ・ 耕作放棄地の増加、空家の増加により有害鳥獣の個体数の増加、生息域が拡大している。 ・ 市街地での出没が増加傾向にあり、これに対応するための体制強化が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・ 市境に設置したシカ用防護柵の維持管理 ・ 各種事業を活用し、地域単位での防護柵設置の推進 ・ 個人での防護柵設置に対する補助	・ 防護柵が未設置の地域へ鳥獣が移動し、被害を引き起こしている。 ・ 高齢化により防護柵の維持管理が困難となってきた。
生息環境管理その他の取組	・ 各種事業を活用し、繁茂竹林伐採や農地の保全管理による緩衝帯の整備 ・ 出前講座等による地域単位での鳥獣被害対策の推進 ・ ホームページによる情報発信	・ 点在農地が多いうえに、耕作放棄地が増加しており、地域単位での取組が困難となってきた。 ・ 被害が発生している地域の住民が一体となって鳥獣被害対策に取り組む意識の醸成が必要である。

(5) 今後の取組方針

① 新規狩猟免許取得者に対しての補助事業を充実することで、免許取得を推進し、捕獲の担い手の確保を図る。 ② 生息環境管理等の地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。 ③ 各種事業を活用し、地域単位での防護柵設置、点検、補修を推進する。 ④ 捕獲機材（ＩＣＴ機器等含む）を導入整備し、捕獲活動を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

美祢市有害鳥獣捕獲隊 (山口県美祢猟友会、 山口県美秋猟友会)	美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会が地区毎に捕獲隊を編成し、有害鳥獣の追払い及び捕獲を行う。
美祢市鳥獣被害対策実施隊	情報収集、追払い及び捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、テン、カラス、スズメ、ドバト	・美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会と連携して、捕獲機材の導入整備を推進する。また、小型の捕獲機材を貸し出し、自衛によるヌートリア及びアライグマ等の小動物の捕獲を推進する。 ・狩猟免許取得を推進するため、取得費用の補助及び捕獲に必要な器具等の補助により捕獲の担い手確保を図る。 ・ICT等の活用の推進及びけん引器具等の補助により捕獲の省力化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
イノシシ	農作物の被害は、高い水準にあり、積極的な捕獲が必要であるが、豚熱の影響も考慮し、捕獲計画数を900頭とする。				
	・捕獲実績(頭)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	699	1,130	1,202	1,124	873
サル	生息域の拡大に伴い被害は増加傾向にあり、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を70頭とする。				
	・捕獲実績(頭)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	89	92	49	65	55

シカ	生息域の拡大、個体数の増加に伴い、被害は増加傾向にあり、積極的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を1,700頭とする。 ・捕獲実績（頭） <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>683</td><td>1,056</td><td>1,174</td><td>1,254</td><td>1,528</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	R5	683	1,056	1,174	1,254	1,528
R1	R2	R3	R4	R5							
683	1,056	1,174	1,254	1,528							
タヌキ	毎年、農作物の被害が発生しており、継続的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を30頭とする。 ・捕獲実績（頭） <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>8</td><td>12</td><td>6</td><td>25</td><td>42</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	R5	8	12	6	25	42
R1	R2	R3	R4	R5							
8	12	6	25	42							
ノウサギ	近年の捕獲実績はないが、造林木被害防止のため、捕獲計画数を10羽とする。 ・捕獲実績（羽） <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	R5	—	—	—	—	—
R1	R2	R3	R4	R5							
—	—	—	—	—							
アライグマ	生息域の拡大、個体数の増加に伴い、被害は増加傾向にある。また、特定外来生物のため、完全排除を目標とし、捕獲計画数を50頭とする。 ・捕獲実績（頭） <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>17</td><td>33</td><td>11</td><td>24</td><td>43</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	R5	17	33	11	24	43
R1	R2	R3	R4	R5							
17	33	11	24	43							
ヌートリア	生息域の拡大、個体数の増加に伴い、被害は増加傾向にある。また、特定外来生物のため、完全排除を目標とし、捕獲計画数を50頭とする。 ・捕獲実績（頭） <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>20</td><td>55</td><td>34</td><td>29</td><td>4</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	R5	20	55	34	29	4
R1	R2	R3	R4	R5							
20	55	34	29	4							
ハクビシン	農作物及び生活環境の被害防止のため、捕獲が必要であるため、捕獲計画数を10頭とする。 ・捕獲実績（頭） <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>1</td><td>6</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	R1	R2	R3	R4	R5	1	6	—	—	—
R1	R2	R3	R4	R5							
1	6	—	—	—							

アナグマ	生息域の拡大、個体数の増加に伴い、被害の増加が懸念されるため、捕獲計画数を 100 頭とする。				
	・捕獲実績（頭）				
	R1	R2	R3	R4	R5
	9	19	18	107	121
テン	農作物及び生活環境の被害防止のため、捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 10 頭とする。				
	・捕獲実績（頭）				
	R1	R2	R3	R4	R5
	—	1	—	1	—
カラス	毎年、農作物の被害が発生しており、継続的な捕獲が必要であるため、捕獲計画数を 20 羽とする。				
	・捕獲実績（羽）				
	R1	R2	R3	R4	R5
	10	5	3	8	2
スズメ	近年の捕獲実績はないが、穀物被害防止ため、捕獲計画数を 10 羽とする。				
	・捕獲実績（羽）				
	R1	R2	R3	R4	R5
	—	—	—	—	—
ドバト	近年の捕獲実績はないが、穀物被害防止ため、捕獲計画数を 10 羽とする。				
	・捕獲実績（羽）				
	R1	R2	R3	R4	R5
	—	—	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ	900 頭	900 頭	900 頭
サル	70 頭	70 頭	70 頭
シカ	1,700 頭	1,700 頭	1,700 頭

タヌキ	30 頭	30 頭	30 頭
ノウサギ	10 羽	10 羽	10 羽
アライグマ	50 頭	50 頭	50 頭
ヌートリア	50 頭	50 頭	50 頭
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭
アナグマ	100 頭	100 頭	100 頭
テン	10 頭	10 頭	10 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽
スズメ	10 羽	10 羽	10 羽
ドバト	10 羽	10 羽	10 羽

捕獲等の取組内容
許可捕獲の予定時期は、狩猟期間を除き（鳥獣保護区等の規制区域及びサルについては狩猟期間を含む）銃器及びわなを用いて捕獲する。また、群れのサルについては、大型の捕獲檻を用いて捕獲する。なお、捕獲予定場所は山間部、農用地を中心に、各地域において猟友会等と調整し設定する。 狩猟による捕獲についても、奨励金等により捕獲を推進し、通年で捕獲活動が実施されるように取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度

イノシシ	ワイヤーメッシュ柵	1,000m	1,000m	1,000m
	金網柵	100m	100m	100m
	電気柵	1,000m	1,000m	1,000m
	トタン柵	100m	100m	100m
サル	電気柵等	100m	100m	100m
シカ	ワイヤーメッシュ柵	10,000m	10,000m	10,000m
	ネット柵	20,000m	20,000m	20,000m
	金網柵	1,000m	1,000m	1,000m
	電気柵	3,000m	3,000m	3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和7年度 ～ 令和9年度
イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、テン、カラス、スズメ、ドバト	・ 地域単位での鳥獣被害対策を推進する。(集落環境調査等による侵入防止柵の点検、追い払い活動等) ・ 各種事業を活用した侵入防止柵の補修、改良を推進する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

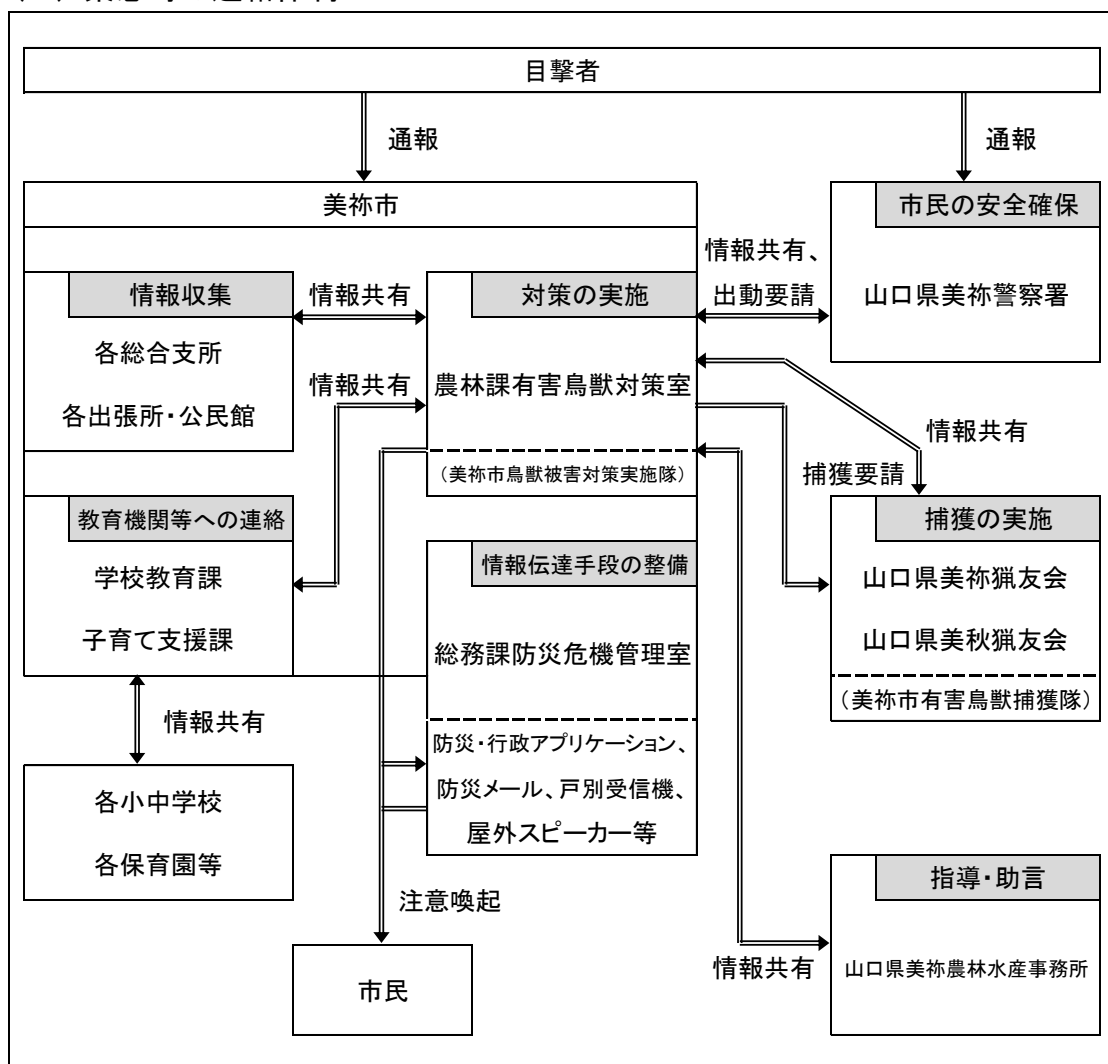
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ノウサギ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、テン、カラス、スズメ、ドバト	・ 地域単位での鳥獣被害対策を推進する。(放任果樹の除去等) ・ 各種事業を活用した緩衝帯の整備を推進する。(繁茂竹林の伐採、山口型放牧、農地の保全管理等) ・ 出前講座やホームページにより被害防止に関する知識の普及を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
美祢市	対策の実施、情報収集、連絡調整、市民への注意喚起、追い払い又は捕獲、パトロール
山口県美祢猟友会 山口県美秋猟友会	追い払い又は捕獲、パトロール、情報収集、連絡調整
山口県美祢警察署	市民の安全確保、パトロール、追い払い、情報収集、連絡調整
山口県美祢農林水産事務所	対策の指導又は助言、情報収集、連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、原則として、捕獲後速やかに埋設処理または持ち帰り処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等 その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	主に捕獲者の自家利用であり、処理加工施設及び市内飲食店での取り扱いも少ないため、今後の検討課題とする。
ペットフード	一部捕獲者の自家利用を除いて利用がないため、今後の検討課題とする。
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

民営処理加工施設に対して、必要に応じて支援を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食品利用の需要が高まった場合は、必要に応じて捕獲者に対し、捕獲から搬入までの衛生管理に関する知識の普及を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
美祢市建設農林部農林課 有害鳥獣対策室	事務局の担当、施策の立案、連絡調整
山口県美祢猟友会	捕獲の実施、対策の支援、情報の提供
山口県美秋猟友会	
山口県鳥獣保護管理員	鳥獣の管理に関する助言、情報の提供
山口県農業共済組合 西部支所	被害状況の把握、対策の支援、情報の提供
山口県農業協同組合 美祢統括本部	
カルスト森林組合	
美祢市農業委員会	
山口県美祢農林水産事務所 森林部、企画振興室	対策の指導又は助言、情報の提供
山口県美祢警察署 刑事生活安全課	市民の安全確保、対策の支援、情報の提供
美祢市総務企画部総務課 防災危機管理室	情報伝達手段の整備、情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
山口県農林総合技術センター	被害防止及び捕獲に関する技術開発、情報の提供
近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所	被害防止及び捕獲に関する情報提供、協定に基づく捕獲機材の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度に市職員による実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲推進等の被害防止対策、被害の相談及び対策の情報提供を行う。(令和7年3月現在 隊員数 7名)
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山口県が設置している美祢地域鳥獣被害対策地域ぐるみ推進チームが実施する対策に関係機関と連携し取り組み、地域ぐるみで取り組む活動の推進及び知識の普及、習得により、対策の実施体制の維持及び強化を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・山口県西部鳥獣被害広域対策協議会が実施する広域対策に近隣市と連携し取り組む。
- ・被害地域が地域ぐるみで生息地管理、防護、捕獲を総合的、主体的に取り組むことができるように対策を推進する。